

退職金専用定期預金

2022年4月1日 現在

商品名	・退職金専用定期預金
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方で退職金お受取りから6か月以内の方 ・当金庫にて年金を受給されている方。または、年金を予約されている方 ・55歳以上の方
期間	1年 自動継続型(元金継続のみ)
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 (お一人様1回限りのご利用とさせていただきます。) ・お一人様 300万円以上 3,000万円まで(退職金のお受取金額以内) 300万円から1,000万円未満はスーパー定期 1,000万円～3,000万円までは大口定期扱いとなります。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として初回満期日まで優遇金利を適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が追加され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が課税されます。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手数料	・不要です。
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、定期預金規定で定めるところの期限前解約利率を適用しお支払いします。
金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・証書式です。総合口座の担保組み入れのお取扱いはできません。 ・退職の確認資料として、退職金受取りの通帳や退職金所得の源泉徴収票などをご持参いただきます。 ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)